

家事調停手続におけるウェブ会議の実施件数（各月版）

	婚姻関係事件	子の監護事件	遺産分割事件	その他	合計
令和3年12月	19	5	4	1	29
令和4年1月	40	12	5	3	60
2月	67	16	6	4	93
3月	93	24	19	6	142
4月	88	31	15	6	140
5月	82	26	15	4	127
6月	136	34	21	9	200
7月	124	41	24	12	201
8月	99	34	28	11	172
9月	159	57	36	12	264
10月	177	52	48	20	297
11月	274	74	60	21	429
12月	259	96	77	24	456
令和5年1月	306	90	100	23	519
2月	359	106	111	27	603
3月	392	113	143	34	682
4月	375	129	132	34	670
5月	407	112	141	36	696
6月	459	146	169	45	819
7月	442	118	191	41	792
8月	381	102	151	27	661
9月	524	176	236	59	995
10月	530	156	253	60	999
11月	542	162	265	65	1034
12月	563	191	285	68	1107
令和6年1月	609	214	321	83	1227
2月	676	228	360	124	1388
3月	645	244	385	158	1432
4月	732	271	403	155	1561
5月	938	300	499	163	1900
6月	964	374	519	172	2029
合計	11461	3734	5022	1507	21724

（令和6年7月17日時点で報告された件数（速報値））

【補足説明】

- 各事件類型の具体的範囲は、次のとおり。
 - ・「婚姻関係事件」とは、夫婦同居及び協力扶助（令和4年2月分までは「その他」として集計）、婚姻費用分担（生活費又は婚姻中の養育費を含む。）、夫婦関係調整、離婚などのほか、婚姻中の夫婦間の紛争一切である。
 - ・「子の監護事件」とは、家事事件手続法別表第二の3項に掲げる事項のうち、子の養育費請求、親子交流（面会交流）、子の引渡し、監護者の指定事件及び同法別表第二の10項に掲げる事項のうち、未成年者の扶養料の請求（令和4年2月分までは「その他」として集計）事件である。
 - ・「遺産分割事件」とは、家事事件手続法別表第二の12項に掲げる遺産の分割に関する事件である。
 - ・「その他」は上記の各事件以外の事件を対象とする。
- 複数の事件が関連事件として同時にウェブ会議によって実施された場合は、最初に申し立てられた事件の事件番号を基準に事件類型を計上している。
- 件数は、期日等を基準にカウントしている（例：α事件が3月3日と3月29日にそれぞれウェブ会議を実施した場合は2件とカウントする。）。
- ウェブ会議の件数は、手続の別（期日、事実上の打合せ等）を問わず計上している。
- 令和6年7月以降の各事件類型別の数値は把握していない。

裁判所予算額及びその内訳

(単位：千円)

年度	国の予算額	裁判所予算額	国の予算に 対する割合 (%)	裁判所予算額内訳			
				人件費	裁判費	施設費	その他
平成28	96,721,841,054	315,300,114	0.326	264,803,867	19,124,553	14,604,687	16,767,007
平成29	97,454,709,410	317,702,810	0.326	266,609,844	18,917,371	15,871,546	16,304,049
平成30	97,712,769,411	321,210,516	0.329	270,577,447	19,050,740	15,392,321	16,190,008
令和元	101,457,093,570	325,574,308	0.321	271,072,241	19,764,433	17,480,346	17,257,288
令和2	102,657,971,326	326,624,181	0.318	272,429,613	19,716,454	17,024,474	17,453,640
令和3	106,609,707,875	325,367,912	0.305	273,321,100	20,250,432	14,624,474	17,171,906
令和4	107,596,424,558	322,813,550	0.300	269,821,456	19,574,076	14,556,658	18,861,360
令和5	114,381,235,569	322,216,780	0.282	263,102,547	24,844,232	14,631,096	19,638,905
令和6	112,571,688,422	330,979,009	0.294	271,153,142	23,962,226	14,638,503	21,225,138
令和7	115,541,501,128	335,192,439	0.290	271,102,796	26,360,901	14,000,777	23,727,965

裁判関係一覧表

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
民事調停委員	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,550円	手当 15,750円
調停官	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,800円	手当 31,100円
専門委員	手当 22,300円	手当 22,300円	手当 22,300円	手当 22,400円	手当 22,600円
労働審判員	手当 22,300円	手当 22,300円	手当 22,300円	手当 22,400円	手当 22,600円
司法委員	日当 5,730円	日当 5,730円	日当 5,730円	日当 5,760円	日当 5,820円
鑑定委員	日当 6,060円	日当 6,060円	日当 6,060円	日当 6,080円	日当 6,140円
国選弁護人	報酬 標準額(地裁) 85,100円	報酬 標準額(地裁) 85,100円	報酬 標準額(地裁) 85,100円	報酬 標準額(地裁) 85,100円	報酬 標準額(地裁) 85,100円
	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,140円	日当 4,200円
証人、参考人	日当 4,025円	日当 4,025円	日当 4,025円	日当 4,050円	日当 4,100円
鑑定人、通訳人	報酬 単価の定めなし	報酬 単価の定めなし	報酬 単価の定めなし	報酬 単価の定めなし	報酬 単価の定めなし
	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,140円	日当 4,200円
精神保健審判員	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,800円	手当 31,100円
精神保健参与員	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,550円	手当 15,750円
国選付添人	報酬 標準額(地裁) 110,700円	報酬 標準額(地裁) 110,700円	報酬 標準額(地裁) 110,700円	報酬 標準額(地裁) 110,700円	報酬 標準額(地裁) 110,700円
	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,140円	日当 4,200円
家事調停委員	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,550円	手当 15,750円
参与員	日当 5,730円	日当 5,730円	日当 5,730円	日当 5,760円	日当 5,820円
立会人	日当 5,400円	日当 5,400円	日当 5,400円	日当 5,420円	日当 5,470円
検察審査員	日当(関与者) 5,960円	日当(関与者) 5,960円	日当(関与者) 5,960円	日当(関与者) 6,000円	日当(関与者) 6,080円
	日当(不関与者) 4,025円	日当(不関与者) 4,025円	日当(不関与者) 4,025円	日当(不関与者) 4,050円	日当(不関与者) 4,100円
補充員	日当 4,025円	日当 4,025円	日当 4,025円	日当 4,050円	日当 4,100円
証人	日当 4,025円	日当 4,025円	日当 4,025円	日当 4,050円	日当 4,100円
専門的助言者	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,140円	日当 4,200円
裁判員 補充裁判員	日当 10,050円	日当 10,050円	日当 10,050円	日当 10,100円	日当 10,200円
遺任予定裁判員 裁判員候補者	日当 5,230円	日当 5,230円	日当 5,230円	日当 5,270円	日当 5,330円
審査補助員	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,800円	手当 31,100円
指定弁護士	報酬 1,713,872円	報酬 1,713,872円	報酬 1,713,872円	報酬 1,713,872円	報酬 1,713,872円